

高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ第4回

議事要旨

1. 日時

令和6年11月13日（水）15:00～16:30（WEB併用）

2. 出席者

国土交通省 笠井治水課長（委員長）、筒井市街地整備課長、矢崎関東地方整備局河川部長
（代理出席：檜森河川情報管理官）、市川関東地方整備局建政部長（代理出席：
原田都市調整官）、須藤関東地方整備局統括防災官（代理出席：由井防災対策
技術分析官）、野坂関東地方整備局道路部長（代理出席：小澤道路情報管理官）

東京都 井川市街地整備部長（副委員長）、田代総合防災部防災計画担当部長（代理出
席：中嶋計画調整担当課長）、山崎都市づくり政策部長（代理出席：松岡政策
調整担当課長）、長尾都市基盤部長（代理出席：土橋外かく環状道路担当部長）、
上田道路管理部長（代理出席：嶋貫路政課長）、大道公園緑地部公園計画担当
部長（代理出席：坂下公園計画課長）、斉藤河川部長（代理出席：加賀屋低地
対策専門課長）

内閣府 森久保政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）（代理出席：藤本
企画官（調査・企画担当））

墨田区 岸川副区長（代理出席：栃谷都市整備部都市整備課課長補佐）

江東区 綾部副区長（代理出席：谷川都市整備部都市計画課長）

北区 犬飼副区長（代理出席：佐々木拠点まちづくり担当部拠点まちづくり担当課
長）

板橋区 尾科副区長（代理出席：牧危機管理部地域防災支援課長）

足立区 工藤副区長

葛飾区 小林副区長（代理出席：吉田都市整備部長）

江戸川区 弓場副区長

（オブザーバー）

（独）都市再生機構 鎌田理事（代理出席：太田特定事業支援課長）

東日本高速道路（株） 中西管理事業本部・本部付部長

首都高速道路（株） 相川保全・交通部長

3. 議事要旨

- 議事 1) について、事務局、各区、関東地方整備局、東京都都市整備局よりモデル地区等における高台まちづくりの取組等の説明がなされた。

(板橋区)

- ・ 新河岸地区においては、既存施設を活用した避難ネットワークを確保するため、かわまちづくり制度や都市防災総合推進事業を活用し、既存公共施設を緊急一時退避場所としたうえで避難通路の整備を行うなど、防災まちづくりと河川の賑わい創出を連携させた事業を進めている。令和6年2月には戸田市との間で災害時における相互応援に関する協定を締結した。これによって、緊急一時退避した住民を板橋区から戸田市に避難させることが確保された。
- ・ 舟渡地区においては、民間開発の機を捉えたハード・ソフトが連携した事業推進を図っている。具体的には、民間が開発した物流施設の中に緊急一時退避場所を設ける事業であり、令和6年9月には物流施設が竣工し、事業者との災害時協定に基づいて、施設使用および施設内の高台広場等の活用を開始した。

(江戸川区)

- ・ 船堀地区は、庁舎の移転を契機として水害時の安全確保拠点の創出に向けた建物群による高台まちづくりを推進していく地区である。
- ・ 令和5年3月に「船堀駅前高台まちづくりの基本方針」を策定し、市街地再開発事業で整備される新庁舎、民間再開発ビル、既存の区立の複合文化施設（コンベンションホール）を中心に防災活動拠点の形成を目指している。令和5年10月には市街地再開発事業に合わせ、これら3つの施設とそれらを想定浸水深以上の高さで結ぶ歩行者デッキについて一団地の都市安全確保拠点施設の都市計画決定を行った。今後は、歩行者デッキを中川堤防や都営新宿線まで延伸することで浸水区域外への移動を可能とする動線を段階的に整備する予定である。現在は都営新宿線との接続について、鉄道高架を活用した浸水区域外への人の移動や物資の輸送の実現化に向けた東京都との協議を進めている。なお、都市計画決定した歩行者デッキについては、都市安全確保拠点整備事業の交付金を活用して、新庁舎と同時期の完成を目指した整備を進めている。
- ・ JR小岩駅周辺地区においては、南小岩6丁目地区およびJR小岩駅北口地区における市街地再開発事業と、南小岩7丁目駅前地区における土地区画整理事業の一体施行による市街地再開発事業により、災害に強いまちづくりを進めている。南小岩6丁目地区では令和7年度に3つの街区の建物が歩行者デッキで繋がる。小岩地区全体

としては、令和13年度の事業完了に向けて避難スペースを確保した建物群や建物間の移動を可能とする歩行者デッキを整備し、官民連携による高台まちづくりを推進していきたい。

- ・ 篠崎地区においては、高規格堤防整備にあわせて都県境の架橋や都市計画道路および緑地等の整備を進め、広域的な救助救援拠点に位置づけられている篠崎公園の高台化を行う。新たな仕組みの構築による高規格堤防整備の加速化として、高規格堤防の整備区間(30H)の明示化や都市計画への位置づけ、直接移転や種地の確保を目指す事業手法などについて検討を進めていきたい。取組みを進める上では、都市計画事業の重複に関する東京都との調整等の課題の整理が必須条件となっている。

(葛飾区)

- ・ 葛飾区においては、令和元年度に浸水対応型市街地整備構想を策定し、各種の取組を進めている。
- ・ 令和5年12月には、令和5年度の都市計画マスタープラン改定に合わせて、水害に対する防災まちづくりの方針を新たに位置づけたほか、新小岩公園の再整備と堤防整備が一体となった高台の確保に向けて、国や都と連携した取組みを進めている。また小・中学校の改築に合わせた浸水対応型拠点建築物化や、令和4年10月より民間施設の浸水対応型拠点建築物化を促進するための補助制度の運用を行っているが、今年度は、戸建て住宅の住民の意識啓発を目的とした「住宅浸水対策ガイドライン」を策定し、周知を図っている。

(足立区)

- ・ 足立区においては、防災拠点整備と合わせた高台まちづくりと水辺空間の形成の2点について主に検討を進めている。新田地区では国が河川防災ステーションの候補地を取得したことや都営住宅の建て替えに合わせた高台化を進めていることをきっかけとして、国と東京都で高規格堤防の上面を活用した整備に向けた検討を進めており、この取り組みも含め、区の検討を進めていきたい。

(関東地方整備局)

- ・ 中川左岸地区においては、西新小岩地区における整備と新小岩公園の再整備と連携した緩傾斜型堤防及び高規格堤防の整備、中川左岸全体において、河川管理用通路や堤防法尻に通る都道を活用した高台の避難路について検討を進めている。西新小岩地区では工事の着手に向けた関係者調整、新小岩公園では荒川下流河川事務所、東京都、葛飾区との協議を引き続き実施していく。

（北区）

- ・ 王子地区においては、庁舎移転を契機に、周辺の民間の開発、道路および駅前広場等の都市基盤整備を進めていく中で、駅周辺の賑わい確保とあわせて水害に強い避難ネットワークを構築することを目指している。現在は、まちづくりガイドラインに基づき都市計画決定に向けた協議をしている段階である。新たな道路や公園の整備等の計画もあり、都市再生整備計画事業の活用を検討する他、民間開発については都市開発諸制度を適用していく中で誘導していく。

（江東区）

江東区においては、浸水対応型まちづくりによる垂直避難ゾーンの形成をマスタープランの重点戦略に位置づけ、その方向性を示す「江東区浸水対応型まちづくりビジョン」を令和6年3月に策定した。今後、令和8年以降に工事着手する予定である都営東砂二丁目団地の建替計画において、浸水対応型拠点建築物の機能を盛り込んだ建築物の整備を進めていくまた、市街地再開発事業や大規模団地の建て替え等の動向を捉え、浸水対応型まちづくりビジョンを盛り込んだまちづくり方針の策定を進めていく。

（墨田区）

- ・ 鐘ヶ淵地区においては、密集市街地が形成されていること、荒川氾濫の場合には甚大な被害が想定されていること、令和4年9月に鐘ヶ淵駅周辺が鉄道立体事業の事業候補区間として認定を受けたことを踏まえ、「鐘ヶ淵駅周辺地区まちづくり計画」の改定作業に取り組んでおり、高台まちづくりのあり方についても検討をしていきたい。

（東京都都市整備局）

- ・ 高速道路の高架部への緊急安全確保については、関係者間で実効性を高めるための調整や机上訓練の準備を進め、本年5月には初回の机上訓練を実施した。引き続き実効性のあるタイムラインを含めた計画の構築に向けて計画の深度化を図っていく。本取組が緊急的なセーフティネットであることを踏まえ、高速道路高架部へ常時避難可能といった誤認が生じることにより住民の自主的な避難行動の意識を妨げないよう、広報の際には正確な情報伝達に努めるとともに、災害時に適切な情報を住民に周知することを関係者間で改めて確認した。

○ 議事 2) について、事務局より高台まちづくり推進方策検討WG（第3回）の振り返りの説明がなされた。

○ 議事 3) について、事務局より高台まちづくり整備の基本的な考え方（案）（以下、「本考え方」）の説明がなされた。

（事務局）

- ・ 本考え方は、災害に強い首都「東京」形成ビジョンの水害対策における基本的な考え方等を踏まえ、国・都・沿川7区が高台まちづくりを効果的に推進するための考え方を示したものであり、高台が相対的に不足するエリアの抽出や、高台まちづくりの緊要性が高い箇所の検討・選定方針を提示した。
- ・ 前回WGの議事2「今後の高台まちづくりの検討の進め方（案）」について、「区の避難行動計画の考え方をプラスすること」、「住民が広域避難しなくても良いのではないかという誤解を生まないような進め方が非常に重要」などの意見を踏まえ、江東5区は、区外への広域避難を基本とするなど、荒川・江戸川沿川7区の避難計画の考え方や令和元年東日本台風を踏まえた広域避難の課題を踏まえた高台まちづくり推進の考え方を整理した。
- ・ 高台まちづくりを効果的に推進するため、荒川・江戸川沿川7区における想定最大規模の洪水および高潮の浸水想定エリアを対象に、広域避難を一切行わなかった場合を想定して、高台（緊急安全確保先）が相対的に不足しているエリアの分析を行った。
- ・ 高台まちづくりの緊要性の高い箇所の選定方針については、まずは高台が不足しているエリアを抽出、次に水害時に必要な高台機能の配置検討を行う。これに各種事業との連携可能性や高台まちづくりの対策メニューの検討をあわせて行うことにより、高台まちづくりの実現性を検討し、検討内容及びまちづくりに関する計画等を踏まえ、高台まちづくりの緊要性の高い箇所を選定する。
- ・ 今後は、本考え方やまちづくりに関する計画等を踏まえ、国・都・沿川7区において高台まちづくりの緊要性の高い箇所の検討・選定を行い、必要に応じて区全体の計画や個別地区のまちづくり基本構想等に位置づけたうえで、高台まちづくりの事業化に向けた検討に着手することで、より高台まちづくりを効率的に推進していきたいと考えている。また、必要に応じて他地域の高台まちづくりにも展開していきたい。

○ 議事 1)、議事 2)、議事 3) について、意見交換を行った。

議事 3) について)

- ・ 高台が相対的に不足しているエリアの分析結果図において、「浸水想定エリア」と「高台が不足しているエリア」で分けると、「浸水想定エリア」に住む方が避難しなくて良いと誤解することを懸念しているため、今後、区民や都民に資料を示す際には、誤解が生じないような説明をお願いしたい。
⇒本考え方の説明の際には、誤解が生じないよう工夫する。
- ・ 各地区の事業を進めていくうえで、計画の策定や地元の調整などの役割分担、補助制度等について、相談に乗っていただきたい。
⇒各事業の特性や対策メニューに応じて役割分担が決まっていくと考えている。補助制度等は整理して実務者の方に一覧表を共有したい。
- ・ 緊急安全確保先の確保が進むと事前に逃げなくても助かる、広域避難が不要という考え方に繋がらないようにすることが重要。
- ・ 「緊急安全確保先」や「避難場所」という表現は何を指しているのか、関係者が誤解しないように注意して丁寧に説明する必要がある。

⇒ご意見を頂いた中で、改めて言葉の定義について考えていきたい。

- ・ 高台まちづくりや広域避難の取組は非常に重要な取組だが、そもそもの水害の発生を防止・軽減するための高規格堤防の整備も重要であり、これらをあわせて進めていくことが非常に重要である。
⇒高規格堤防事業は越水しても決壊しない堤防であり重要な役割を果たすため、沿川の自治体と情報を密にやり取りしながら、新たな箇所等についても検討を進めていきたい。
- ・ 高台を整備するだけでは不十分で、必要なときに機能させるための取組も必要である。能登半島地震においては、事前の準備や協定を結んでいても実際に機能させる段階で課題が見られた。そのため、協定の締結にとどまらず引き続き関係者との顔の見える関係の構築、訓練、備蓄状況の確認等を行うことも必要である。

— 了 —